

(写)

都政第 5 4 3 号
令和 7 年 1 月 7 日

各市町村屋外広告物事務担当課長 様

岐阜県都市建築部都市政策課長

岐阜県屋外広告物条例の一部改正について

このことについて、下記のとおり岐阜県屋外広告物条例の一部改正を下記のとおり行いましたので、通知します。

なお、同条例施行規則の一部改正については、公布後別途通知します。

記

1 改正内容

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正を行うもの。(資料 1)

<改正の概要>資料 1 より

(1) 国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正

①管理義務の厳格化

ア 管理義務の規定 (新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)

イ 管理義務のある者の追加 (新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)。

②点検義務の明文化

ア 点検義務の規定 (新条例第 1 4 条 3 第 1 項)

イ 点検報告書の提出の規定 (新条例第 1 4 条の 3 第 2 項)

ウ 点検者の資格要件の強化 (新条例第 1 4 条第 1 項)

③除却義務の強化

ア 除却義務の対象者の拡大 (新条例第 1 5 条第 1 項)

(2) 所要の規定の改正

○公示の方法のデジタル化 等

2 施行期日

- ・点検者の資格規定を除く規定：令和 8 年 1 月 1 日 (1 (1) ①③及び (2))
- ・点検者の資格に係る規定：令和 9 年 4 月 1 日 (1 (1) ②)

3 添付資料

- ・資料 1 岐阜県屋外広告物条例の一部改正の概要
- ・資料 2 岐阜県屋外広告物条例 (新)
- ・資料 3 岐阜県屋外広告物条例新旧対照表
- ・資料 4 その他参考資料

(写)

4 関係団体等への通知について

下記団体等へは、別添写しのとおり通知済みです。(資料5)

①県関係（本庁各課、各現地期間の長宛て）

②屋外広告業関係

- ・岐阜県広告美術業協同組合
- ・岐阜県屋外広告士会
- ・岐阜県屋外広告業登録業者
- ・岐阜県屋外広告物講習会修了者

③商工関係団体

- ・岐阜商工会議所
- ・岐阜県商工会連合会

5 その他

岐阜県屋外広告物ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

国土交通省屋外広告物ホームページ

https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000023.html

担当所属	岐阜県都市建築部 都市政策課地域計画係		
担当係長	小林	担当	松倉
電話番号	058-272-1111（内 4720）		
FAX	058-278-2764		
電子メール	c11654@pref.gifu.lg.jp		
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		

(写)

都政第 5 4 3 号
令和 7 年 1 月 7 日

岐阜県広告美術業協同組合
理事長 近藤 潤 様

岐阜県都市建築部都市政策課長

岐阜県屋外広告物条例の一部改正について

平素より、屋外広告物関係法令の適切な施行の確保に、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、広告物を設置する上で許可が必要な際は、各市町村窓口へ申請をしていただいております。許可期間満了後も引き続き広告物を掲出する場合には、許可期間の更新申請をしていただいております。

このたび、広告物の安全対策の徹底のために、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について下記のとおり改正を行うこととしました。

については、下記の別添資料を御確認いただき、広告物の適切な管理に努めていただきますようお願いいたします。

また、貴組合の皆様にも周知をしていただきますようお願いいたします。

なお、同条例施行規則の一部改正については、公布後別途通知します。

記

1 改正内容

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正を行うもの。(資料 1)

<改正の概要>資料 1 より

(1) 国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正

①管理義務の厳格化

ア 管理義務の規定 (新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)

イ 管理義務のある者の追加 (新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)。

②点検義務の明文化

ア 点検義務の規定 (新条例第 1 4 条 3 第 1 項)

イ 点検報告書の提出の規定 (新条例第 1 4 条の 3 第 2 項)

ウ 点検者の資格要件の強化 (新条例第 1 4 条第 1 項)

③除却義務の強化

ア 除却義務の対象者の拡大 (新条例第 1 5 条第 1 項)

(2) 所要の規定の改正

○公示の方法のデジタル化 等

(写)

2 施行期日

- ・点検者の資格規定を除く規定：令和8年1月1日（1（1）①③及び（2））
- ・点検者の資格に係る規定：令和9年4月1日（1（1）②）

3 添付資料

- ・資料1 岐阜県屋外広告物条例の一部改正の概要
- ・資料2 岐阜県屋外広告物条例（新）
- ・資料3 岐阜県屋外広告物条例新旧対照表
- ・資料4 その他参考資料

4 その他

岐阜県屋外広告物ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

国土交通省屋外広告物ホームページ

https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000023.html

担当所属	岐阜県都市建築部 都市政策課地域計画係		
担当係長	小林	担当	松倉
電話番号	058-272-1111（内4720）		
FAX	058-278-2764		
電子メール	c11654@pref.gifu.lg.jp		
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1		

(写)

都政第 5 4 3 号
令和 7 年 1 月 7 日岐阜県屋外広告士会
会長 谷 亮介 様

岐阜県都市建築部都市政策課長

岐阜県屋外広告物条例の一部改正について

平素より、屋外広告物関係法令の適切な施行の確保に、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、広告物を設置する上で許可が必要な際は、各市町村窓口へ申請をしていただいております。許可期間満了後も引き続き広告物を掲出する場合には、許可期間の更新申請をしていただいております。

このたび、広告物の安全対策の徹底のために、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について下記のとおり改正を行うこととしました。

については、下記の別添資料を御確認いただき、広告物の適切な管理に努めていただきますようお願いいたします。

また、貴会員の皆様にも周知をしていただきますようお願いいたします。

なお、同条例施行規則の一部改正については、公布後別途通知します。

記

1 改正内容

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正を行うもの。(資料 1)

<改正の概要>資料 1 より

(1) 国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正

①管理義務の厳格化

ア 管理義務の規定 (新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)

イ 管理義務のある者の追加 (新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)。

②点検義務の明文化

ア 点検義務の規定 (新条例第 1 4 条 3 第 1 項)

イ 点検報告書の提出の規定 (新条例第 1 4 条の 3 第 2 項)

ウ 点検者の資格要件の強化 (新条例第 1 4 条第 1 項)

③除却義務の強化

ア 除却義務の対象者の拡大 (新条例第 1 5 条第 1 項)

(2) 所要の規定の改正

○公示の方法のデジタル化 等

(写)

2 施行期日

- ・点検者の資格規定を除く規定：令和8年1月1日（1（1）①③及び（2））
- ・点検者の資格に係る規定：令和9年4月1日（1（1）②）

3 添付資料

- ・資料1 岐阜県屋外広告物条例の一部改正の概要
- ・資料2 岐阜県屋外広告物条例（新）
- ・資料3 岐阜県屋外広告物条例新旧対照表
- ・資料4 その他参考資料

4 その他

岐阜県屋外広告物ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

国土交通省屋外広告物ホームページ

https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000023.html

担当所属	岐阜県都市建築部 都市政策課地域計画係		
担当係長	小林	担当	松倉
電話番号	058-272-1111（内 4720）		
FAX	058-278-2764		
電子メール	c11654@pref.gifu.lg.jp		
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		

(写)

都政第 5 4 3 号
令和 7 年 1 月 7 日

岐阜県屋外広告業登録業者 様
(令和 6 年 1 月 2 日 2 4 日時点)

岐阜県都市建築部都市政策課長

岐阜県屋外広告物条例の一部改正について

平素より、屋外広告物関係法令の適切な施行の確保に、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、広告物を設置する上で許可が必要な際は、各市町村窓口へ申請をしていただいております。許可期間満了後も引き続き広告物を掲出する場合には、許可期間の更新申請をしていただいております。

このたび、広告物の安全対策の徹底のために、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について下記のとおり改正を行うこととしました。

については、下記の別添資料を御確認いただき、広告物の適切な管理に努めていただきますようお願いをいたしますとともに、点検資格について要件が変更されますので、必要な資格の取得等のご対応をお願いします。

なお、同条例施行規則の一部改正については、公布後別途通知します。

記

1 改正内容

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正を行うもの。(資料 1)

<改正の概要>資料 1 より

(1) 国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正

①管理義務の厳格化

- ア 管理義務の規定 (新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)
- イ 管理義務のある者の追加 (新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)。

②点検義務の明文化

- ア 点検義務の規定 (新条例第 1 4 条 3 第 1 項)
- イ 点検報告書の提出の規定 (新条例第 1 4 条の 3 第 2 項)
- ウ 点検者の資格要件の強化 (新条例第 1 4 条第 1 項)

③除却義務の強化

- ア 除却義務の対象者の拡大 (新条例第 1 5 条第 1 項)

(2) 所要の規定の改正

- 公示の方法のデジタル化 等

(写)

2 施行期日

- ・点検者の資格規定を除く規定：令和8年1月1日（1（1）①③及び（2））
- ・点検者の資格に係る規定：令和9年4月1日（1（1）②）

3 添付資料

- ・資料1 岐阜県屋外広告物条例の一部改正の概要
- ・資料2 岐阜県屋外広告物条例（新）
- ・資料3 岐阜県屋外広告物条例新旧対照表
- ・資料4 その他参考資料

4 その他

(1) 有資格者について

岐阜県広告美術業協同組合が相談窓口となります。

連絡先 TEL 058-245-4472

(2) 関連情報のホームページ

岐阜県屋外広告物ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

国土交通省屋外広告物ホームページ

https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000023.html

担当所属	岐阜県都市建築部 都市政策課地域計画係		
担当係長	小林	担当	松倉
電話番号	058-272-1111（内4720）		
FAX	058-278-2764		
電子メール	c11654@pref.gifu.lg.jp		
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1		

(写)

都政第 5 4 3 号
令和 7 年 1 月 7 日

岐阜県屋外広告物講習会修了者 様
(令和 6 年 1 月 2 日 2 4 日時点)

岐阜県都市建築部都市政策課長

岐阜県屋外広告物条例の一部改正について

平素より、屋外広告物関係法令の適切な施行の確保に、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、広告物を設置する上で許可が必要な際は、各市町村窓口へ申請をしていただいております。許可期間満了後も引き続き広告物を掲出する場合には、許可期間の更新申請をいただいております。

このたび、広告物の安全対策の徹底のために、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について下記のとおり改正を行うこととしました。

については、下記の別添資料を御確認いただき、広告物の適切な管理に努めていただきますようお願いするとともに、点検資格について要件が変更され、屋外広告物講習会修了者は、許可更新のための点検の資格要件から外れますので、点検者となっている場合、必要な資格の取得等のご対応をお願いします。

なお、同条例施行規則の一部改正については、公布後別途通知します。

記

1 改正内容

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正を行うもの。(資料 1)

<改正の概要>資料 1 より

(1) 国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正

①管理義務の厳格化

ア 管理義務の規定(新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)

イ 管理義務のある者の追加(新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)。

②点検義務の明文化

ア 点検義務の規定(新条例第 1 4 条 3 第 1 項)

イ 点検報告書の提出の規定(新条例第 1 4 条の 3 第 2 項)

ウ 点検者の資格要件の強化(新条例第 1 4 条第 1 項)

③除却義務の強化

ア 除却義務の対象者の拡大(新条例第 1 5 条第 1 項)

(2) 所要の規定の改正

○公示の方法のデジタル化 等

(写)

2 施行期日

- ・点検者の資格規定を除く規定：令和8年1月1日（1（1）①③及び（2））
- ・点検者の資格に係る規定：令和9年4月1日（1（1）②）

3 添付資料

- ・資料1 岐阜県屋外広告物条例の一部改正の概要
- ・資料2 岐阜県屋外広告物条例（新）
- ・資料3 岐阜県屋外広告物条例新旧対照表
- ・資料4 その他参考資料

4 その他

(1) 有資格者について

岐阜県広告美術業協同組合が相談窓口となります。

連絡先 TEL 058-245-4472

(2) 関連情報のホームページ

岐阜県屋外広告物ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

国土交通省屋外広告物ホームページ

https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000023.html

担当所属	岐阜県都市建築部 都市政策課地域計画係		
担当係長	小林	担当	松倉
電話番号	058-272-1111（内4720）		
FAX	058-278-2764		
電子メール	c11654@pref.gifu.lg.jp		
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		

(写)

都政第 5 4 3 号
令和 7 年 1 月 7 日

岐阜商工会議所	}	様
会長 村瀬 幸雄		
岐阜県商工会連合会		
会長 坂井田 良道		

岐阜県都市建築部都市政策課長

岐阜県屋外広告物条例の一部改正について

平素より、屋外広告物関係法令の適切な施行の確保に、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、広告物を設置する上で許可が必要な際は、各市町村窓口へ申請をしていただいております。許可期間満了後も引き続き広告物を掲出する場合には、許可期間の更新申請をいただいているところです。

このたび、広告物の安全対策の徹底のために、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について下記のとおり改正を行うこととしました。

については、下記の別添資料を御確認いただき、広告物の適切な管理に努めていただきますようお願いをいたします。

なお、同条例施行規則の一部改正については、公布後別途通知します。

記

1 改正内容

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正を行うもの。(資料 1)

<改正の概要>資料 1 より

(1) 国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正

①管理義務の厳格化

ア 管理義務の規定 (新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)

イ 管理義務のある者の追加 (新条例第 1 4 条の 2 第 1 項)。

②点検義務の明文化

ア 点検義務の規定 (新条例第 1 4 条 3 第 1 項)

イ 点検報告書の提出の規定 (新条例第 1 4 条の 3 第 2 項)

ウ 点検者の資格要件の強化 (新条例第 1 4 条第 1 項)

③除却義務の強化

ア 除却義務の対象者の拡大 (新条例第 1 5 条第 1 項)

(2) 所要の規定の改正

○公示の方法のデジタル化

等

○公示の方法のデジタル化

等

(写)

2 施行期日

- ・点検者の資格規定を除く規定：令和8年1月1日（1（1）①③及び（2））
- ・点検者の資格に係る規定：令和9年4月1日（1（1）②）

3 添付資料

- ・資料1 岐阜県屋外広告物条例の一部改正の概要
- ・資料2 岐阜県屋外広告物条例（新）
- ・資料3 岐阜県屋外広告物条例新旧対照表
- ・資料4 その他参考資料

4 その他

(1) 有資格者について

岐阜県広告美術業協同組合が相談窓口となります。

連絡先 TEL 058-245-4472

(2) 関連情報のホームページ

岐阜県屋外広告物ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

国土交通省屋外広告物ホームページ

https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000023.html

担当所属	岐阜県都市建築部 都市政策課地域計画係		
担当係長	小林	担当	松倉
電話番号	058-272-1111（内4720）		
FAX	058-278-2764		
電子メール	c11654@pref.gifu.lg.jp		
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		